

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 阿部 範之
論文題目 中華人民共和国映画史序説
論文審査委員 坂井 洋史教授、松永 正義教授、吉川 良和教授 (社会学研究科)

1. 本論文の構成

本論文は、1949年の中華人民共和国建国から1980年代後半に至るまで、中国大陸で作られてきた映画を、革命、建国、社会主義建設、文化大革命、80年代の「現代化」まで、激しく揺れ動いた思想、社会状況と密接な関係を持つ芸術形式として捉え、これを巡る様々な状況と言説を、歴史的に通観したものである。

全体の分量は172頁であり、内、本文137頁（1頁＝40字×40行/400字詰原稿用紙約540枚分相当）、文献目録14頁、映画作品索引6頁、および15頁の附録「中華人民共和国映画史年表（一九四八～一九九〇）」から成る。本文部分の構成は以下のようなものである。

目次

凡例

第一章 本論文の目的と論述の方法

【第一部】 建国と映画産業—「解放」から国営化へ—

第二章 私営映画企業が抱えた「解放」というジレンマ

第三章 『武訓伝』批判と映画人の思想改造

第四章 国営映画撮影所の初期劇映画

【第二部】 政治と伝統の狭間での新しい中国映画像の模索

第五章 社会主義リアリズムと新しいジャンルの開拓

第六章 「大躍進」、「両結合」と中華人民共和国映画の新境地

第七章 自由化及び民族化の試みと映画制作の停止

【第三部】 中華人民共和国映画史の中の「新時期」

第八章 「十七年」と「新時期」をつなぐ「文革期」

第九章 「新時期」に登場した二つの新しい世代

第十章 「現代化／民族化」から新たな映像へ

終章 本論の総括及び今後の展望

(文献目録) (映画作品索引)

【巻末附録】 中華人民共和国映画史年表 (一九四八～一九九〇)

注釈は各部の末尾に一括して置かれている。

2. 本論文の概要

序論に当たる第一章では、「中華人民共和国映画史」という概念の有効性についての議論が展開される。論者は、従来の中国現代映画史に見られる、政治史の時期区分を機械的に適用し、映画史における断絶を強調する言説を批判して、むしろ30年代左翼映画に代表される「中国映画伝統」から、80年代の「新时期」に至るまで通底している一貫性を汲み上げ、映画史記述の基本的枠組に据えることを標榜している。

第一部においては、1949年中華人民共和国の建国を期に発生した、映画作品の創作傾向上の大きな変化が三つの方面から描き出される。第一に、建国前上海の「左翼映画」について整理、それらが現実批判を強調する左翼思想と、商品としての娯楽性を並存させながら、手法としては欧米の映画に学んだものであったと説明する。この系統の映画制作に携わった映画人は、共産党による「解放」を政治的には歓迎したが、批判すべき現実の消失が、従来の映画のあり方の否定を意味するというジレンマに直面することにもなったという。第二に、このような変化を決定的にした契機として、解放前から制作が開始されていたが、解放後に新しい社会の到来に適合させるための改編を加えて1950年末に完成した『武訓伝』を巡る批判キャンペーンについて考察し、それが映画の題材に強く制限を加える契機になったとする。このキャンペーンを機に、それまでの私営映画会社による「進歩的」映画は決定的に凋落する。第三に、国営映画撮影所について整理される。国営の撮影所は当初から労農兵のための映画作りを標榜したが、私営映画会社の如き優れた条件を持たなかったため、それらが追求した娯楽性や煽情性とは「別の映画」を作り、それが政権の支持を得たことと相俟って、新中国の「新たな映画」の主流を形成していくことになった。その例として分析される『白毛女』は、愛情物語のメロドラマ性を紅軍による解放の物語として再解釈した、商業性ではなく正統的なイデオロギーに適合した新たな娯楽を労農兵に提供するものだったのである。しかし、それだけに『武訓伝』批判は、国営撮影所制作に政治的な正確さを常に追求するという課題を負わせることになったという。「中華人民共和国映画」とは、このようなコンテキストから始まるものだったのである。

第二部においては、建国から文化大革命までの所謂「17年間」の映画状況が整理される。50年代前半の「軍事サスペンスもの」「スパイもの」など、新たなジャンルの開拓および娯楽

という面における世界的同時代性の獲得、文芸領域における社会主義リアリズムの権威化とその映画界における反映、百花齊放・百家争鳴時代に映画界から噴出した体制による締め付け批判、それを受けて旧映画人の「粛清」が行われた「反右派闘争」、「大躍進」時代に濫造された記録芸術映画、1959年建国十周年を記念して作られたカラーによる大作群「献礼片」などが取り上げられる。思想的な側面では、60年代前半から浮上してきた映画における「民族化」「民族形式」を巡る言説に注目する。これは「大躍進」の失敗後の「調整期」に一時期現出した開放的な雰囲気と、中ソ関係の悪化などを背景にしていたが、そこでは映画芸術という外来の形式と中国性、民族性あるいは大衆化との折り合いをつけるための「方法論」への関心が浮上した。その際、主として、中国の古典文学伝統に発想の源泉が求められたが、更に一部の先鋭的な見解にあっては、建国直後と反右派闘争を通じて清算されたはずの「中国映画の伝統」復権の主張すら見られたのであった。この時期の映画制作は、建国直後に定められた政治優先の枠組内において、「内容」による「形式」の先験的な決定に抗うような形で様々な試みを行ったが、最終的にはマルクス主義の「正統性」の前に屈服したのである。

第三部では、60年代初期の「毒草映画」の分析を通じて、映像表現における多義性の存在が許容されなくなり、ついには「映画」自体が、完全に透明化して、イデオロギー＝「内容」を忠実に映し出すべき「形式」と化していく過程が整理される。ここでの主たる論述対象は、文化大革命終息後の「新時期」であるが、映画史上では一般に「空白」「断絶」とされる文革時期を経過し、これを批判することを時代の目標に掲げた「新時期」にあっても、「内容／形式」の二元論は強固に存在し続けたと指摘される。この時期「現代化」が国是とされ、映画芸術の「現代化」も唱えられたが、「内容／形式」二元論の支配は、映画芸術の「現代化」の意義を、「形式」の刷新という水準に矮小化したのであった。このような映画を巡るパラダイムがようやく対象化され始めるのは、陳凱歌、張芸謀ら、世界的に注目を浴びた「第五世代」が登場してからである。彼らの映画は、映画というメディアの特性を強く意識しつつ、それを観衆の多様な解釈に委ねる方向で、多義性を含んだテキストとして、「内容／形式」の二元論の桎梏から解放したものと評価される。

結論に当たる終章だが、通史的記述という本論文の性質上、仮説の論証の成功を強調する体裁ではない。全篇の内容を整理したうえで、更なる掘り下げを行うべき個別のテーマを拾い上げ、本論の不足と今後の研究発展への展望を表明している。

3. 本論文の成果と問題点

審査員は本論文を、従来日本で公開された中国現代映画史における、人民共和国時代の映画状況概説とは一線を画する力作と呼ぶのに躊躇しない。

第一に、参照した資料の豊富さが挙げられよう。もちろん、これは近年来、中国国内において、30年代から今日に至るまでの様々な映画が、VCD（MPEG形式画像ファイルによるビデ

オ・ディスク)の形で容易に入手できるようになったこと、中国映画研究が中国内外で盛んになり、通史的な記述こそ少ないものの、研究書や論文も多く刊行されていることなど、今日ならばの優勢を利用したものともいえるが、それにしても論者の参照した各種の資料は相当量に上っており、その周到さは高く評価できよう。

通史の筋としては、結局中華人民共和国において、「第五世代」の登場まで、映画は政治やイデオロギーにより自由な発展の可能性を制限されてきたということになり、それ自体は常識の追認である。しかし、それは歴史的な事実なのであり、敢えてこれに異を唱えても、実証し難い奇矯な見解に止まるであろう。その点をよく弁えた論者の関心および作業の力点は、そのような前提は揺るがし難いものとして存在するにせよ、しかし中国映画は様々な探索と実験を行い、結果として映画芸術の表現の可能性を、独自のコンテクストで示し得た、その軌跡を丹念に辿ることにあつたというべきである。それは本論文の第二部後半部および第三部第八章の記述において、特に適切な叙述が与えられている。

また、従来の「断代史」的な映画史記述に対して、本論文が30年代から「新时期」に至る歴史の全体性を常に意識して構成されている点も、優れた点というべきである。この観点が最もよく発揮されて、効果を収めているのは、第一部の「中華人民共和国映画」成立前後における、私営映画会社の論理が労農兵映画に適合するように改変されていく過程の分析であろう。この『白毛女』の分析は興味深く、優れたものである。また、第三部第八章において、「新时期」を単にポスト文革時期と定義せず、当時映画の「現代化」が技術的な形式刷新として矮小化されたのは、実はそれ以前の映画を支配していた内容／形式二元論が、当時にあっても支配的な言説として生きていたからだとする指摘も鋭いと思われる。これまでの映画史・文芸史記述では、この時期に大きな「断絶」を設定するのだが、論者はむしろその前後に底流として存在する一貫性に眼差しを注いで、結果として映画史の全体性構築の可能性を強く示唆し得たといえる。

随所に窺われる映像分析も、論者の独自の感性と、それを言語化する能力を窺わせるに足るものである。『早春二月』や『黄土地』の映像分析は、それとして新鮮な部分を含むだけでなく、よく論旨に奉仕して、審美的な鑑賞に終わっていない点が評価されよう。

全体として、本論文は高い完成度を示していると評価できるものの、不足を覚える部分も存在する。最も目立つのが、第一部、第二部と、第三部のスタイルに不均衡が存在することである。第三部は既に学術刊行物に公刊された論文を嵌め込んだ部分だが、巧みに接合してあるものの、やはり、論証の密度という点で、前二部と少しく調子を異にしており、接合の痕跡を看取し得るのである。第一部、二部は通史的な記述に配慮し、基本的に個別の作品の映像分析にまでは深く立ち入っていないのだが、第三部は、これを構成する三つの章がそもそも各々独立した論文として、映像分析を論拠にしていたため、かなりの辺幅をこれに充て、相当綿密な映像分析を展開しているのである。全体の読後の印象としては、作業量としては厩大になろうが、後者のスタイル

で一貫させることによって、全篇はいつそう深みを増したものと想像され、強いて求むべくもないとはいえ、やはり残念である。

この点と関連するが、第二部の最後で議論される「民族化」の問題が、第三部第十章において取り上げられる陳凱歌の映画における「民族」表象の問題と連携していないのも、本論文が断絶より継承に着目して、通史としての一貫性を実現しようとする試みであるだけに、惜しまれる点である。

全体としては通史的な記述であるが、随所に興味深い指摘、論者独自の見解が披露されており、それらはいずれも一定の説得力を具えるにもかかわらず、構成上、事実確認などの通史的記述の間に埋没して、十分その価値を主張し得ていないことも惜しまれる。

また、紙幅と作業量の増大を恐れた結果であろうか、分析が映画、映画を巡る言説、映画界の状況にかなり限定されている印象を与える。社会主義リアリズムの問題などは、映画のみならず文芸界一般に、しかも30年代から深甚なる影響を与えてきたのであるが、それらの議論、状況には言及していない。人民共和国の映画は、ある意味で、革命政権の合法性を強化するために動員された叙述といえようが、同じ事態はソ連にも存在したはずであり、その際の実社会主義リアリズムの主導的役割と作用は看過し得ないのではないだろうか。また、『不夜城』『林家舗子』の分析を、その数年後の「中間人物論」と結びつけて考察する必要もあろう。このような「中間性」への関心というのも、ある意味「一貫」して存在してきた「底流」に違いない上、実はリアリズムの問題とも強く関わってくるはずである。これらの欠陥を填補するには、文化界一般の状況について、ひと通りの認識と理解を用意し、書き込む必要があるのだが、それは本論文にはほとんど見られないものである。映画が、映像、音声と上映だけで完結しない、多様な要素を混在させた総合的なテキストであると論者が意識していることは、言及もあり、明らかなのだが、本論文は、むしろ映画プロパーの問題のみに限定した検討に終始しているようである。

体裁、記述に関する問題点を指摘しておくとして、まず、冒頭に乗り越えるべき先行研究を一括提示し、その問題点を括り出した上で、自らの仮説など、独創的な見解を提示、それを論証していくという体裁を採っておらず、「論」としての鮮明さを些か損なう結果をもたらしているように思われる。もっとも、本論は通史的な性格も持つのであり、先行研究から個別の問題を「括り出す」ことは難しかったともいえよう。

施注、引用に関して指摘すると、言及された人物に関しては、歴史的に定評のある、著名な人物であれ、略歴程度は示すべきだったろう。一定分量を超える引用文については、行替えし、段落として示した方が読み易かっただろう。文体としては、息の長いセンテンスで、主述の対応に疑問を覚える部分が幾らか見受けられたほか、少しく推敲を欠くと思しき措辞もあった。原文を直接タームとして引用するため、読者の理解が渋滞する箇所も僅かながら存在する。しかし、

これらはいずれも技術的な面における微小な瑕疵に過ぎず、本論の価値に翳りを落とすようなものではなくない。

本論文は大量の資料に基づいて着実に論証された「筋」で一貫しており、しかも、創見に富む指摘も多く見られる。映像分析に関しても、本論文において、全篇にわたって披露されているのはいい難いものの、論者が優れた感覚と見識を備えていることは明らかである。記述も全体として、緊張感をよく保っており、学術論文としての厳格性の要求にも十分耐え得る水準である。

今後の研究の発展性に関しては、通史として更に完成度を高める方向性もあろうし、また論者自身が終章で述べるように、個別のテーマをそれぞれに深めていく方向性もあろう。いずれにせよ、論者が中国現代映画研究者として優れた資質を備えていることは、本論文によって十分に証明されたといえよう。

4. 結論

平成 17 (2005) 年 2 月 22 日、学位申請論文提出者 阿部範之氏の論文および関連分野について、本学学位規則第 6 条第 1 項に定めるところの最終試験を実施した。

試験においては、提出論文「中華人民共和国映画史序説」に関する疑問点および関連分野について質疑を行い、説明と回答を求めたのに対して、阿部範之氏はいずれも適切な説明を以って応えた。

よって審査員一同は、阿部範之氏が学位「博士(学術)」を授与されるに必要な研究業績および学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。

平成 17 (2005) 年 3 月 10 日

最終試験委員

坂井 洋史

松永 正義

吉川 良和 (社会学研究科)